

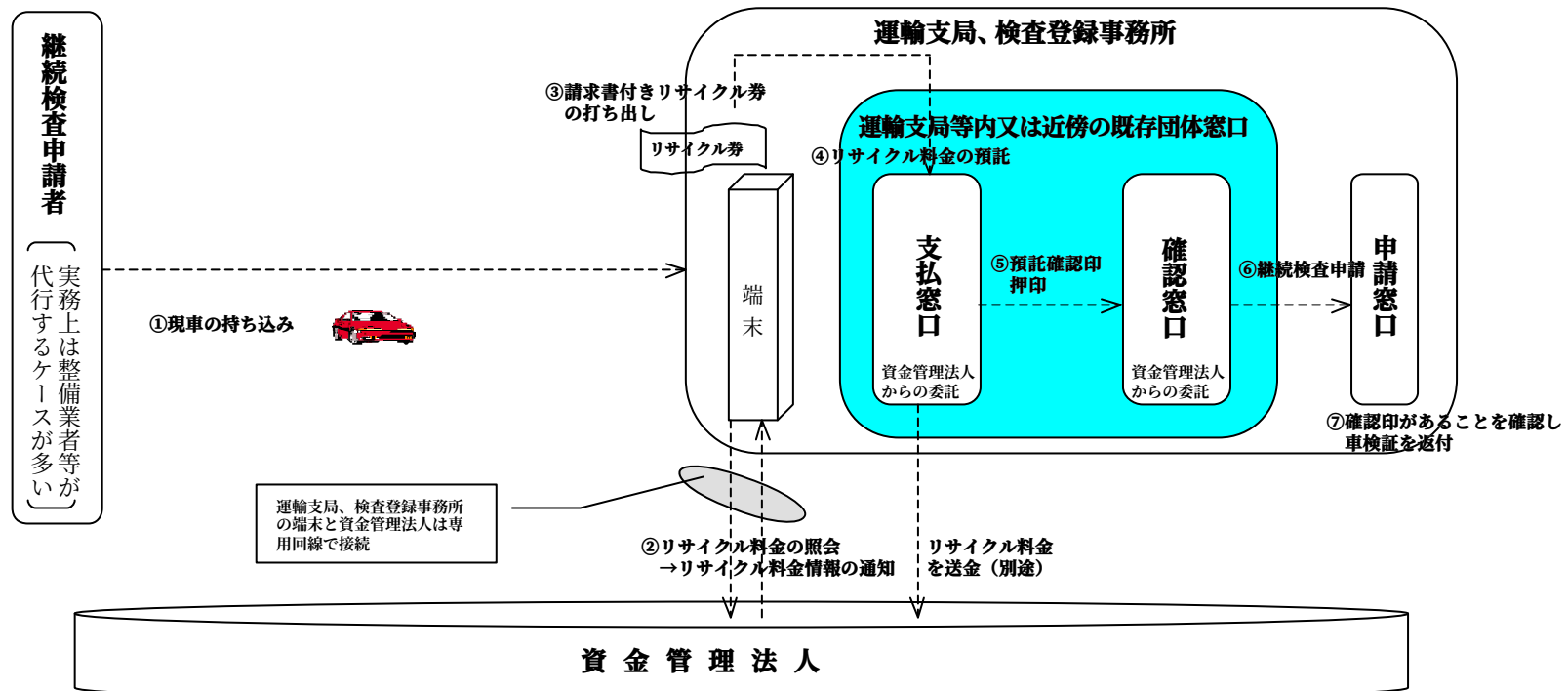
～既販車のリサイクル料金の預託方法のイメージ～

<継続検査時預託の概要>

- 継続検査には、1. 認証工場経由、ユーザー車検で行う継続車検（現車持込み必要）〔約1000万台／年〕、2. 指定整備工場経由で行う継続車検（現車持込み不要）〔約2200万台／年〕が存在する。
- 1. 認証工場経由、ユーザー車検で行う継続検査におけるリサイクル料金の預託については、基本的に運輸支局・検査登録事務所で行うこととし、2. 指定整備工場経由で行う継続検査におけるリサイクル料金の預託については、原則指定整備工場における検査時点で行うこととする。（全ての既販車のリサイクル料金の預託を運輸支局等で行うことは、運輸支局等において膨大なリサイクル料金の預託実務が発生することから実務上困難であるため、指定整備工場において事前にリサイクル料金の預託が可能となる実務を構築することが不可欠。）。

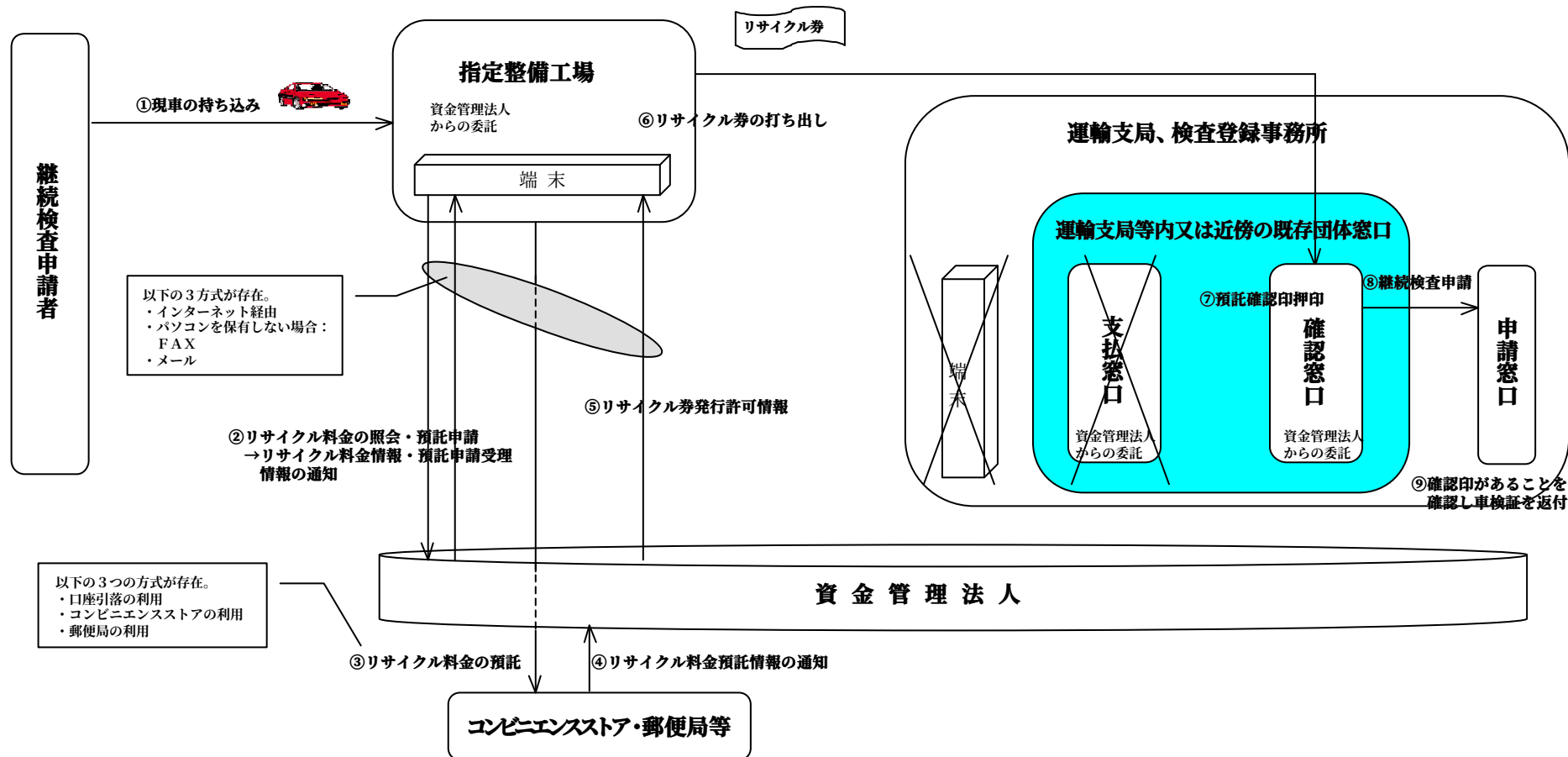
1. 継続検査時預託①：

認証工場経由、ユーザー車検で行う継続検査（約1000万台／年）におけるリサイクル料金の預託



- ① 運輸支局・検査登録事務所への現車の持込み。
- ②、③ 登録・車両番号及び車台番号を用いて資金管理人にリサイクル料金を照会し、請求書付きリサイクル券を打ち出す。
- ④ 打ち出した請求書付きリサイクル券を支払窓口へ提示し、リサイクル料金を預託。
- ⑤ 切り離されたリサイクル券を自動車検査票等と共に確認窓口へ提示。確認窓口ではリサイクル券を確認し、預託済である旨自動車検査票に押印。
- ⑥ 押印された自動車検査票等を含め必要な書類を運輸支局・検査登録事務所の継続検査申請窓口へ提示。
- ⑦ 申請窓口においては、自動車検査票等に確認印があることを確認し車検証を返付。

2. 継続検査時預託②：指定整備工場経由で行う継続検査（約2200万台／年）におけるリサイクル料金の預託

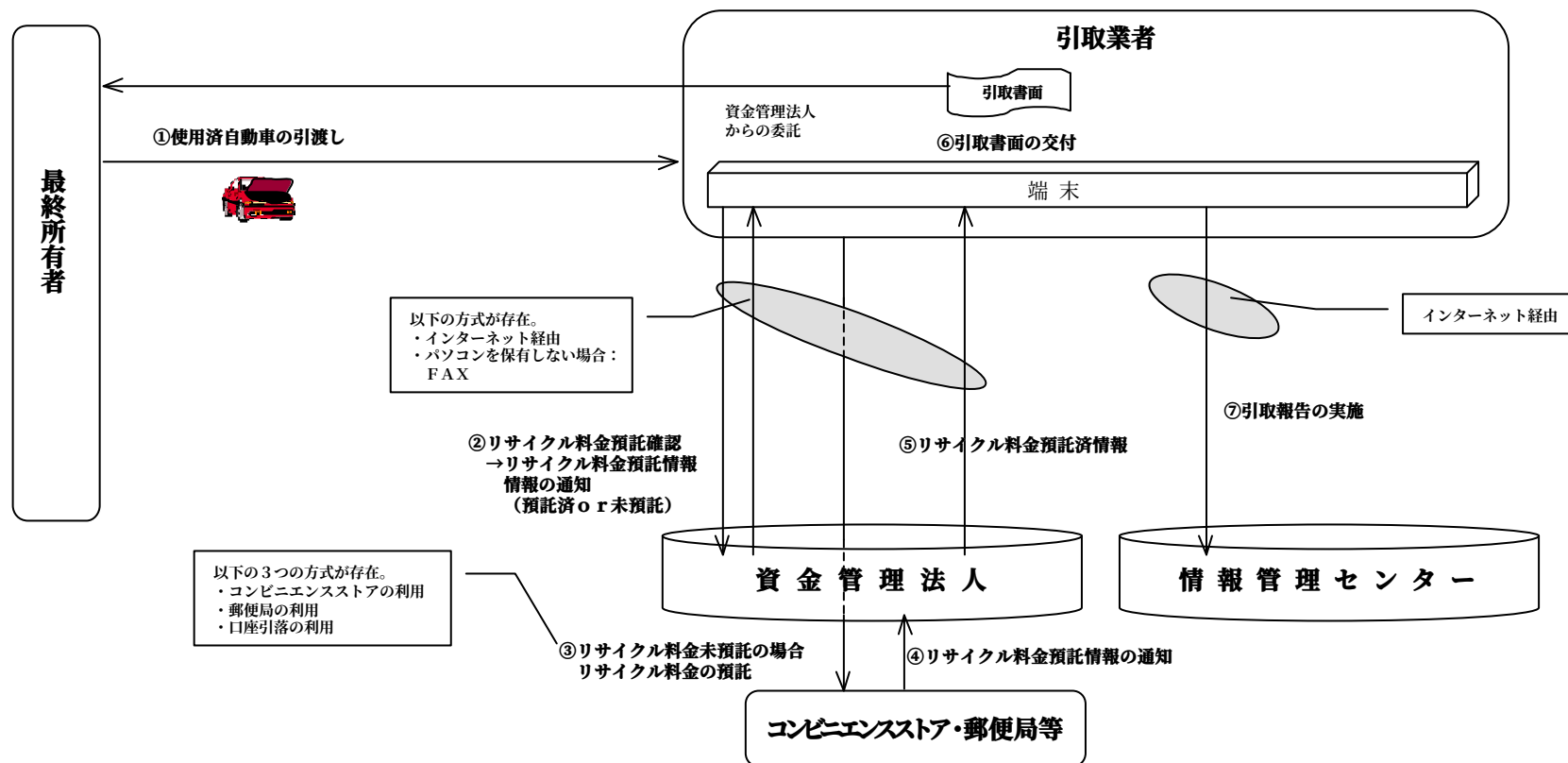


- ① 指定整備工場への現車の持ち込み。
- ② 登録・車両番号及び車台番号を用いて資金管理人にリサイクル料金を照会するとともに預託を申請（リサイクル料金の照会を車検の予約時などに事前に行っておくことにより、実務を円滑化することが可能）。コンビニエンスストアを利用する場合、SPC（スマートポイントカード）番号も同時に申請（SPCとリサイクル料金とをひも付け）。資金管理人からリサイクル料金情報・預託申請受理情報を通知。（インターネット経由：リアルタイム、FAX利用：1時間程度、メール：1日（ただしメールは一度に多くの台数についてやり取り可能））
- ③ (1) 口座引落（月2回の引落を想定）、(2) コンビニエンスストア利用（SPCをコンビニに提示）、(3) 郵便局利用（自社の郵便局口座から資金管理人の口座へ自動払込み）によりリサイクル料金を預託。
- ④、⑤、⑥ コンビニエンスストア、郵便局から資金管理人へリサイクル料金預託情報が通知され、リサイクル券の発行が許可される。これを受けて指定整備工場においてリサイクル券を打ち出す（口座引落の場合、預託申請を受理した時点でリサイクル券の打ち出し可）。
- (リサイクル料金の照会・預託申請からリサイクル券の打ち出しが可能となるまでの所要時間 (1) 口座引落：インターネット経由は数分、メールは1日、(2) コンビニエンスストア利用：インターネット経由は数時間、FAXは1日、(3) 郵便局利用：インターネット経由は4日、FAXは5日)
- ⑦ リサイクル券を保安基準適合証と共に確認窓口に提示。確認窓口ではリサイクル券を確認し、預託済である旨保安基準適合証に押印。
- ⑧ 押印された保安基準適合証を含め必要な書類を運輸支局・検査登録事務所の継続検査申請窓口へ提示。
- ⑨ 申請窓口においては、保安基準適合証に確認印があることを確認し車検証を返付。

3. 引取時預託

<引取時預託の概要>

- 引取業者による引取時預託の具体的方法としては、継続検査時の指定整備工場におけるリサイクル料金の預託方法のうち、原則コンビニエンスストア利用及び郵便局利用により行うこととする。
- 口座引落の利用については、既販車のうち車検を受けずに使用済となるもののリサイクル料金の徴収が引取時預託の太宗を占めることが想定されており、これは施行後3年間に於いてのみ発生することから、継続検査時預託において本方法を利用する事業者のみ利用可能とする方向。3年後に本方法を継続的に実施するかも含め見直しを行うこととする。



- ①使用済自動車の引渡し。
- ②登録・車両番号又はリサイクル券番号及び車台番号を用いて預託確認。資金管理人から預託済又は未預託情報を通知。預託済の場合は⑥へ。未預託の場合は③へ。
- ③(1) コンビニエンスストア利用 (SPCをコンビニに提示)、(2) 郵便局利用 (自社の郵便局口座から資金管理人の口座へ自動払込み)、(3) 口座引落 (月2回の引落を想定) によりリサイクル料金を預託。
- ④、⑤、⑥コンビニエンスストア、郵便局から資金管理人へリサイクル料金預託情報が通知され、引取報告の実施が許可される。これを受けて引取業者において引取書面を交付 (引取書面として利用できる書面の打出しを可能とする方向) (口座引落の場合、預託申請を受理した時点で引取報告可)
- ⑦引取業者において引取報告を実施。